

令和5年2月9日

郡山市長 品川 萬里 様

郡山市環境審議会

会長 難波 謙二

郡山市気候変動対策総合戦略の改定について（答申）

令和4年11月17日付け4郡環第1576号で諮問のありましたこのことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

1 はじめに

本審議会は令和4年11月17日に郡山市気候変動対策総合戦略の改定について諮問を受け、3回にわたり慎重に審議を行った。

本市では、2019年に宣言した「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の達成に向け、「郡山市気候変動対策総合戦略」を2021年3月に策定し、2050年からのバックキャストにより2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で30%削減することを中期目標に掲げ、温室効果ガス排出を抑制する「緩和策」と、気候変動の影響に対応し、被害を最小化・回避する「適応策」を両輪とする総合的な気候変動対策を進めてきた。

しかしながら、国の「地球温暖化対策計画」の改定（2021年10月）により、2030年度における温室効果ガス排出量削減目標が46%とされ、また、福島県においては、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」を改定（2021年12月）し、2040年における県内の再生可能エネルギー導入割合を100%とする目標を掲げるとともに、「福島県地球温暖化対策推進計画」を改定（2021年12月）し、2030年度における温室効果ガス排出量削減目標を50%としたところである。

これらの情勢を踏まえ、本市においてもさらなる気候変動対策により温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みを推進していくべきと考え、「郡山市気候変動対策総合戦略」における中期目標の改定について、次のような結論に達したものである。

2 2030 年度における温室効果ガス排出量削減目標（中期目標）の改定について

(1) 中期目標改定の考え方

2030 年度における本市の温室効果ガス排出量削減目標については、2017 年に国が策定した「地球温暖化対策計画」における 2030 年度温室効果ガス排出量削減目標 26%（2013 年度比）をもとに設定したものであるが、2050 年カーボンニュートラル達成に向けたバックキャストにより、当計画における 2030 年度温室効果ガス排出量削減目標が、2021 年 10 月に改定され、改定後の当計画に資する取り組みを本市で実施した場合、48%の温室効果ガス削減が可能となることから、さらに本市独自の施策による 2%の削減を上乗せすることにより、2030 年度における温室効果ガスの削減目標を 50%とするよう、中期目標の改定を行うことが妥当であると考えます。

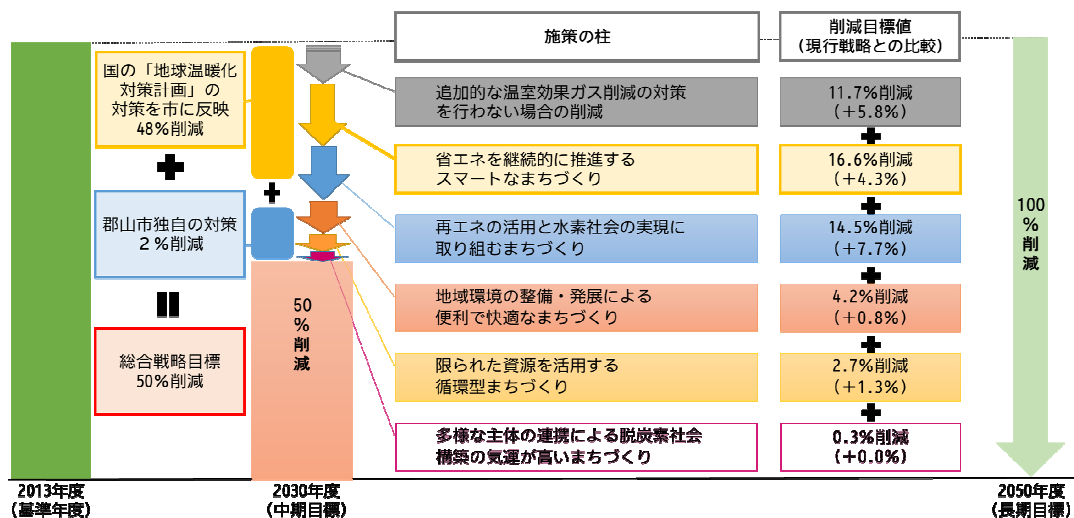
なお、改定の概要については、下記「中期目標改定のイメージ図」を参照とする。

(2) 本市の独自施策について

2030 年度中期目標として温室効果ガス排出量削減目標を設定する上では、国の「地球温暖化対策計画」における対策とともに、郡山市の地域特性に応じた対策の実施により、国を上回る目標達成を目指すことが重要である。

本市独自の施策については、国の対策よりさらに高い水準の施策を推進することとしていることから、現行の 2%分の追加施策を継続して推進していくべきと考えます。

<中期目標改定のイメージ図>



(3) 具体的な施策の推進について

2050年カーボンニュートラル実現のためには、加速度的に気候変動対策に取り組まなければならないことから、中期目標である2030年に向け、市民・事業者・行政が一体となって気候変動対策に取り組めるよう、具体的かつ実効性のある施策を推進するためのアクションプランを見直すとともに、市民・事業者の理解度を深めるため、気候変動対策に関する啓発を強化すること。

また、こおりやま広域連携中枢都市圏及び県内外の自治体との連携による気候変動対策の推進についても今後検討していく必要があると考える。

3 戦略の推進、進行管理について

本戦略の推進に当たっては、関連する各種計画との連携を図りながら、毎年度進捗状況を把握するとともに、評価・分析を行い、当審議会への報告が必要と考える。

また、社会情勢の変化や災害等があった場合には、本戦略の見直しを含め具体的な施策を随時検討すること。

4 終わりに

本答申を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって気候変動対策に取り組めるよう、庁内各部局の垣根を越えて組織横断的に本戦略に掲げた目標の実現に向け取り組むことと併せ、関連予算の確保や組織体制の随時見直しなど、総合的かつ計画的に施策の推進を図ること。